

## 明和町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、首都圏から明和町への移住者に対し、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から明和町への移住促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するために、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、明和町補助金等に関する規則（昭和56年明和村規則第14号）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯（以下「複数人世帯」という。）の交付申請の場合にあっては100万円、単身の交付申請の場合にあっては、60万円とする。

2 移住支援金は、明和町Mターン促進奨励金交付要綱（平成30年告示第56号）に係る奨励金と重複して受けることはできない。

### (支給要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、アからウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 明和町に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 明和町に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、明和町に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、明和町に住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月26日以降に明和町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他群馬県又は明和町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

いこと。

(2) 就業又は起業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて(イ)の求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ 起業に関する要件として、地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を申請の1年以内に受けていること。

2 前項に規定するもののほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、移住支援金の交付を申請する者(以下「移住支援金申請者」という。)以外の世帯員のいずれもが、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の交付申請において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 平成31年4月26日以降に明和町に転入したこと。

(4) 移住支援金の交付申請時において、明和町に転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(仮申請)

第4条 移住支援金の支給を受けたい者は、就業に関する要件を満たすことになる場合には群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としたマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後、起業に関する要件を満たすことになる場合には起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 移住支援金支給申請書(様式第1号)

(3) 移住元の住民票の除票の写し(複数人世帯の場合の移住支援金の交付の申請をする場合は、世帯員分を含む。)

(4) 前条第1項第1号のアの(イ)に該当する被用者又は雇用者の場合、東京23区で

勤務していた企業等の就業証明書又は法定の退職証明書及び離職票（移住元で在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(5) 前条第1項第1号のアの(イ)に該当する法人経営者又は個人事業主の場合、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(6) 前条第1項第2号のアの要件を満たす場合、移住先の就業先における就業証明書（様式第2号）

(7) 前条第1項第2号のイの要件を満たす場合、起業支援金の交付決定通知書

2 町長は、前項の書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、様式第3号により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第5条 前条の仮申請を行った者は、転入から3か月以上1年以内（第3条第2号のアの要件を満たす者については、就業からも3か月経過後）に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 移住支援金支給申請書（様式第4号）

(3) 移住支援金の振込先の預金通帳の写し（振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(4) 第3条第1項第2号のアの要件を満たす場合、移住先の就業先における就業証明書（様式第5号）

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、明和町移住支援金事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第6号）を交付し、移住支援金の全額を一括で支給する。

（返還請求）

第7条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金の受給者においてやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 次に掲げるアからエのいずれかに該当する場合、全額の返還を求める。

ア 虚偽の申請等を行った場合

イ 移住支援金の交付申請日から起算して3年未満に明和町から転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の交付申請日から起算して3年以上5年以内に明和町から転出した場合は、半額の返還を求める。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布日から施行し、令和元年6月1日から適用する。